

定款第4条 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に関する専門的な知識の普及と技術の向上により、ビルメンテナンス業界の資的向上を図り、多数の者が使用し、または利用する建築物における衛生的な環境の確保を期するとともに、地域環境美化等に取り組むことにより、公衆衛生の向上と増進に寄与することを目的に、公益事業を主体として、次のとおり事業計画を策定し積極的に取り組むこととする。

経営対策委員会

委員長 唐澤 明弘

経営対策委員会 年間事業フレーム

事業名	2024年					2025年								
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
経営セミナー	協議	審議	実施	報告										
経営セミナー								協議	審議	実施	報告			
雇用の促進(SDGsの取り組み) ①障害者雇用	年間を通じ実施													
雇用の促進(SDGsの取り組み) ②高齢者雇用	年間を通じ実施													
雇用の促進(SDGsの取り組み) ③外国人労働者雇用	年間を通じ実施													

\* 委員会は基本月1回実施でその事業の上程進行具合で次第作成し実施。